

#### 4 基本方針（案）

1～3までを踏まえ、基本方針（案）として、下記のとおり（1）～（3）に集約できるものと考えます。

##### （1）次世代につなげる景観づくり

良好な景観形成を推進していくためには、道民一人ひとりの身近なまちづくり活動が北海道の景観づくりに寄与していることを認識し、その活動を支える人づくりが大切です。それぞれの地域で多くの人に景観の価値を知ってもらい、普及啓発、地域づくりを担う人材の育成、景観づくりの活動を広げ、継続していくことで次世代につなげる景観づくりを推進します。

##### 市町村 【主な施策の例】

- ・町内会や自治会などで行っている環境美化活動が景観づくりに繋がっていることを啓発
- ・住民・事業者の参加による身近な美化活動への支援
- ・自治会、町内会等の単位ごとの、地域に密着した形でのセミナーやワークショップの開催
- ・高齢化社会が進む中、景観づくりの担い手となり得る元気な高齢者との協働で地域の景観形成を進める
- ・地域のワークショップの開催や、それに参加する学生やまちづくり活動団体等の促進
- ・まちづくり美化活動などへの子どもたちの参加の促進
- ・まちの歴史や文化の学習機会の提供促進

##### 道 【主な施策（案）】

##### ■景観づくりを担う人材の育成

###### 【継続して取り組んでいく施策】

- ◎・屋外広告物講習会の開催などを通じ、屋外広告業者の資質の向上を図るとともに、屋外広告物の製作・施工に関する総合的な知識や技術を有する屋外広告士の養成に努めます
- ◎・フラワーマスター認定制度を活用し、花のまちづくりの担い手育成を推進します

### 【新たに取り組む施策】

- ◎・フラワーマスターや北海道景観サポート企業登録者など、景観づくりを積極的に行っている方々の声を聞き課題を把握した上で、道としてできることを検討し、地域の良好な景観づくりに資する事業の実施、また、人材の育成に繋げる

## ■景観づくりのネットワークの形成

### 【新たに取り組む施策】

- ◎・地域別、テーマ別に、各（総合）振興局、関係市町村や関係団体との話し合いの場を設けます

### (2) 多様な景観をまもる、つくる

地域の良好な景観づくりをするため、地域が主体となり独自のルールを定めたり、活動の充実が図られるなどの取組が見られるようになってきています。地域性を活かすためには、このように地域が主体となり景観づくりを進めることが重要であり、様々な立場や分野の方々が、地域の特性を踏まえ、協働の体制をつくり、自然や歴史、文化がおりなす地域固有の多様な景観をまもることや景観づくりが行えるよう、支援します。

## 市町村 【主な施策の例】

- ・地域の景観価値の理解を促進させる
- ・地域の良好な景観資源の保全、活用
- ・地域性を活かした、景観づくりをするため景観行政団体への移行を検討し、景観計画を策定する
- ・景観法を活用した、景観協議会、景観整備機構の設置
- ・景観法に規定する、景観協定や景観地区の活用促進
- ・景観法を活用した、景観重要建造物、景観重要樹木の指定による景観資源の維持・保全

## 道 【主な施策（案）】

### ■市町村、道民に対する地域の景観形成への機運の醸成

#### 【継続して取り組んでいく施策】

- ◎・地域の多様な良好な景観を広く道民に広げるため、道のホームページやブログ等で情報発信をします
- ◎・地域の景観の価値がもたらす効果や景観づくりに関するセミナーやフォーラムを開催します

### ■多様な景観をまもる、つくるための取組

#### 【継続して取り組んでいく施策】

- ◎・市町村が、景観法の活用による良好な景観形成に向けた施策を進めることができるよう景観行政団体への移行、景観計画策定などへの助言を行います
- ◎・市町村において、建築物の形態意匠などについての制限区域を定める景観地区の指定や、屋外広告物に係る地域の自主的なルールを策定できるよう、必要な情報の提供を行います

#### 【新たに取り組む施策】

- ▲・景観づくりサポート企業の取組について、地域の良好な景観づくりを推進する方法を検討します
- ▲・景観法に基づき指定した「景観整備機構」との連携を強化し、良好な景観づくりの推進を検討します
- ▲・景観づくりの取組事例集を作成し、各市町村や道民へ情報発信することで、各地域の特色に応じた良好な景観づくりが展開できるよう促進します
- ◎・地域別、テーマ別協議会の設置による良好な景観づくりの検討（景域カルテの見直し、充実）
- ◎・景観計画を策定する市町村へ、地域の要望により職員を派遣します

## 【他課計画との整合と連携】

- ・すぐれた自然環境の保全を図るため「自然環境保全指針」に基づき、道自然環境保全地域等の指定や自然公園にかかる公園計画の見直しを進めるとともに、保護地域の適切な管理や監視等を行います
- ・湿原保全マスタープランに基づき湿原生態系の適切な保全を進めるほか、自然再生全体構想を基に実施されている自然再生事業など促進します
- ・森林づくり基本計画に基づき、地域の特性やそれぞれの森林に求められる機能に応じて適切に森林を区分し、計画的な森林の整備・保全を進めます
- ・生物の生息空間として重要な河川、湖沼、海岸、浅海域など、多様な水辺空間の保全と整備を進めます
- ・自然の連続性などみどりのネットワーク形成や自然環境・生態系に配慮して、身近なみどりの保全・回復・創造をすすめます
- ・世界に誇れる道民の財産である知床を将来に渡り厳格に保全するとともに、その適正な利用を図るため、関係機関と連携し保全措置や普及啓発を進めます
- ・自然や景観、伝統文化、生産物などの農村地域の多様な資源を発掘し、それらを活用した農村づくりを支援するとともに、環境美化などのコミュニティ活動を推進します
- ・市町村が行う空き家対策の円滑な推進に向けた支援を行います
- ・空き家等の活用に向けて、空き家等の情報発信や相談対応など取組を支援します
- ・空き家に関する情報提供など、道民が空き家等に関する情報を理解し、活用や適正管理の推進に向け、道民への周知・啓発を進めます
- ・住環境の維持保全を担う地域コミュニティの支援や住まい手への意識啓発など、北国の豊かな街並みや住宅地の景観の形成に向けたハード・ソフト両面による地域主体の住環境づくりを進めます
- ・すぐれた自然美を構成している森林や地域の名所、旧跡の風致の保全上重要な森林、農地等と一体となった地域固有の景観を構成している森林を将来に継承するため、その森林の保全を進めます
- ・森林づくりに関する相談や情報ニーズに対応するため、森林の働きや森林・林業・木材産業等に関する情報、道民にとって身近な景観や草花などの情報を収集いたします

### 庁内関係計画～・北海道環境基本計画【第2次計画】

- ・第5期 北海道農業・農村振興計画
- ・北海道住生活基本計画
- ・北海道森林づくり基本計画
- ・北海道観光のくにづくり行動計画

### (3) 北海道の景観の価値を高める

北海道の広大な土地から広がる自然景観は、山並み、湖沼、田園、河川等連続する景観を生み出しています。これは北海道の景観の優位性を生み出しているものであり、その優位性を活かした広域景観づくりを全道に展開させることにより景観の価値を高め、さらに取組を充実させていくため、地域の取組の進捗状況に応じた支援を推進していきます。

#### 市町村 【主な施策の例】

- ・ 地域毎の景観ワークショップ、タウンウォッチングを開催し、結果を公表
- ・ 景観への関心を高めるため、セミナーやシンポジウムなどを開催
- ・ 地域の景観価値をそこに住む人たちに理解してもらうため、広報誌やホームページ等により情報発信
- ・ 広報誌やホームページなどによる、事業者や町内会等の自発的な景観づくり活動への参加の促進

#### 道 【主な施策（案）】

##### ■北海道の景観価値に対する道民一人ひとりが共有するための施策

###### 【継続して取り組んでいく施策】

- ◎・北海道の景観価値を広く道民に広げるため、道のホームページやブログ等で情報発信をします
- ◎・北海道の景観の価値がもたらす効果や景観づくりに関するセミナーやフォーラムを開催します
- ◎・自然公園や知床世界自然遺産、北海道遺産、文化財、歴史的建造物などの景観資源やそれを眺めることができる景観スポットなどの情報を発信します
- ◎・市町村説明会の開催し、北海道の特性や景観価値の認識を高めます

**【新たに取り組む施策】**

- ▲・市町村の身近な景観づくりの活動を、道のホームページやブログ等で広く道民に情報発信し、景観づくりに対する意識の共有を図ります

**■広域景観づくりに向けた体制づくりの施策**

**【継続して取り組んでいく施策】**

- ◎・広域景観づくりに取り組む市町村や活動団体、公共施設管理者、地域住民等で構成する話し合いの場づくりを推進します

**【新たに取り組む施策】**

- ◎・北海道の優位性が特に顕著な場所から、広域景観づくりを進める必要がある場所を選定し、関係市町村との話し合いの場を設けます
- ▲・地域の実情を踏まえ、広域景観形成の指定を推進するとともに、指定地域における景観づくりのルールとなる広域景観形成指針を策定します

**■広域景観づくりの推進**

**【継続して取り組んでいく施策】**

- ◎・広域景観形成指針に基づき、毎年、行動計画を作成して良好な景観づくりを実行します
- ▲・地域における様々な景観づくりの取組との連携を一層進め、広域景観形成推進地域の活動の広がりや内容の充実を図ります

**【新たに取り組む施策】**

- ◎・広域景観形成推進地域の活動を情報発信し、全道各地において広域景観づくりのメリットを啓発することにより、北海道の優位性、景観の価値を各地に広めます

◎は、早期に行うこと

▲は、中長期的に行うこと

※市町村の施策は、どのようなことをすれば良好な景観づくり、地域の機運の醸成に繋がっていき、地域性を活かした景観づくりをしていただくための参考例として明記する